

家賃債務保証業者登録規程（国土交通大臣告示第898号）に基づく登録家賃債務保証業者の情報

情報更新日	令和 7年 6月20日
-------	-------------

○登録家賃債務保証業者の名称等

商号又は名称	富士建物株式会社	個人・法人の別	法人
所在地	埼玉県上尾市柏座一丁目10番3－17号 柏座マンション401		

○登録番号等

登録番号		国土交通大臣(1)第130号
登録日		令和 7年 6月20日
有効期間	起算日	令和 7年 6月21日
	満了日	令和 12年 6月20日

○法人設立及び家賃債務保証業の開始の時期

法人設立	令和4年10月
家賃債務保証業の業務開始	令和7年7月

○主な保証範囲及び営業地域

主に提供する商品の 保証範囲	■滞納賃料 ■訴訟費用 ■原状回復 ■残置物撤去費用 ■その他(更新料、早期・中途解約違約金)							
	○ 北海道		○ 東京都		○ 滋賀県		○ 香川県	
営業地域 (都道府県)	○ 青森県		○ 神奈川県		○ 京都府		○ 愛媛県	
	○ 岩手県		○ 新潟県		○ 大阪府		○ 高知県	
	○ 宮城県		○ 富山県		○ 兵庫県		○ 福岡県	
	○ 秋田県		○ 石川県		○ 奈良県		○ 佐賀県	
	○ 山形県		○ 福井県		○ 和歌山県		○ 長崎県	
	○ 福島県		○ 山梨県		○ 鳥取県		○ 熊本県	
	○ 茨城県		○ 長野県		○ 島根県		○ 大分県	
	○ 栃木県		○ 岐阜県		○ 岡山県		○ 宮崎県	
	○ 群馬県		○ 静岡県		○ 広島県		○ 鹿児島県	
	○ 埼玉県		○ 愛知県		○ 山口県		○ 沖縄県	
	○ 千葉県		○ 三重県		○ 徳島県			

○苦情・相談発生時の体制等（お客様からの相談窓口）

担当部門名	管理部法務課
電話番号	090-9975-9680